

## 岩沼市公共物管理条例の一部を改正する条例

岩沼市公共物管理条例（昭和 4 2 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

## 別表（第 5 条関係）

使用物件	使用料	
	単位	金額
第 1 種電柱	1 本につき 1 年	6 7 0 円
第 2 種電柱		1, 0 0 0 円
第 3 種電柱		1, 4 0 0 円
第 1 種電話柱		6 0 0 円
第 2 種電話柱		9 6 0 円
第 3 種電話柱		1, 3 0 0 円
その他の柱類		6 0 円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年
地下に設ける電線その他の線類	4 円	
路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 9 0 円
地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3 6 0 円
変圧搭その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 2 0 0 円
郵便差出箱及び信書便差出箱		5 0 0 円
水道管 ・ 下	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 5 円
		3 6 円

水道管 ガ ス 管 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 工 作 物	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54円
	・ 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72円
	・ 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		360円
	外径が1メートル以上のもの		720円
通路・通路橋	使用面積1平方メートルにつき1年		240円
敷地		許可に係る敷地に接続する土地の固定資産税評価額の1平方メートル当たりの額に100分の2.5を乗じて得た額。ただし、固定資	

		産税評価額30,000円以上の場合は、1平方メートル当たり750円とし、固定資産税評価額3,000円未満の場合は、1平方メートル当たり75円とする。	
農地		40円	
広告塔・看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に添加された広告物（電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に巻き付けて添加された広告物。（以下「巻付広告」という。）を除く。）及び建物、塀、その他公共物の区域外の工作物に添加され、公共物の区域内に突出する広告物			1,330円
巻付広告物			665円
標識	1本につき1年		960円
鉄塔	使用面積1平方メートルにつき1年		1,200円
土石等	1立方メートル		50円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。